

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書

(第47準備書面に関して)

平成28年3月11日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正 明 外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A63	志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合、第2回評価会合 議事録	写	原子力規制委員会	H26.7.11	③	・S-2断層及びS-6断層が連続していること(24頁)
A64	能登半島地震を踏まえた志賀原子力発電所の耐震安全性確認について(修正)	写	被告	H19.8.20	③	・2号機の安全上重要な施設として、原子炉補機冷却水系配管があげられていること(11頁表4.2.2)
A65	発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(一次評価)に係る報告書(志賀原子力発電	写	被告	H24.3	③	・原子炉補機冷却水系配管は、Sクラスに属する施設、すなわち、「耐震重要施設」に該当すること(添付5.1-2)

	所1号機) 抜粋					
A66	志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合, 第6回評価会合 議事録	写	原子力規制委員会	H27.5.13	③	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者が下記の内容を発言していること ①S-2・S-6断層上の地形を全体的に眺めてみると, 西側が隆起しているか, 山側から海側への傾斜が減傾斜する構造が認められること ②NO. 2トレンチと呼ばれるS-2・S-6断層のトレンチにおいて, 断層付近の中位段丘面(約13万年前)に属する堆積物が東に傾斜している傾向(西上がりの構造)が認められること ③空中写真からS-2・S-6断層上に線状地形が認められること ④S-2・S-6断層は, 現在の応力場によって動き得る断層であること
A67	志賀原子力発電所施設内破碎帯の調査に関する有識者会合会議 映像	写	原子力規制委員会	H27.5.13	③	<ul style="list-style-type: none"> ・上と同じ ※ 本証拠の反訳は甲A66号証(議事録)である。
A68	北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の評価について<案> 平成28年3月3日付	写	原子力規制委員会 志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合	H28.3.3	③	<ul style="list-style-type: none"> ・上と同じ ・ピア・レビュー会合を経て行われた, 平成28年3月3日の第8回有識者会合でも, 「S-2・S-6は, 現在の広域応力場によって後期更新世以降に, 左横ずれ成分を持つ西側隆起の逆断層として活動した可能性がある。この際にはS-2・S-6は, 周囲に撓曲変形を及ぼす伏在断層として活動し, 地表に変形は生じたが変位は生じなかった可能性がある」と判断する。ただし, 一般論としてではあるが, 地表に撓曲変形を及ぼした伏在断層が, 将来, 地表に変位を及ぼす可能性は否定できない。」とする評価書案が示されたこと

A69	志賀原子力発電所敷地内破砕帯調査に関する意見	写	重松紀生	H27.5.13	③	・甲 A66 の立証趣旨と同じ
A70	志賀発電所 敷地内破砕帯に関するコメント：S-6, S-1について	写	廣内大助	H27.5.13	③	・上と同じ
A71	志賀原発の破砕帯(その2)	写	藤本光一郎	H27.5.13	③	・上と同じ
A72	志賀原子力発電所敷地内破砕帯の活動性について	写	吉岡敏和	H27.5.13	③	・上と同じ
A73	空中写真	写	国土交通省 国土地理院	S50.9	③	・空中写真から S-2・S-6 断層上に線状地形が認められること

B383	原子力教科書 原子力プラント工学	写	神田誠ほか	H21.2.20	③	・原子炉補機冷却水系とは、通常運転中の各機器の冷却、非常時における原子炉残留熱の除去、非常用機器の冷却を目的とする機器の系統であること
B384	泊発電所3号機耐震設計に係る基本方針について補足説明資料 抜粋	写	北海道電力株式会社	H26.1.14	③	・上と同じ (9頁)
B385	高浜3号炉及び4号炉耐震設計の基本方針 抜粋	写	関西電力株式会社	H25.12	③	・上と同じ (参-32)
B386	土地の「未来」は地形でわかる (抜粋)	写	渡辺満久	H26.12.15	③	・活断層が動くと、地面に崖ができたり、地面の勾配が変化したりすること